

2010年6月17日

〇〇〇〇党

××××殿

障害者福祉施策の推進に関するアンケートのお願い

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。突然のご連絡で失礼致します。

私たち「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会」は、全国各地の639の身体、知的、精神障害、難病といった様々な障害当事者団体で組織され、昨年来、障害種別を超えて地域生活・自立生活を実現できるサービス・法制度を求め活動を続けてきました。

この度、私どもは参議院議員選挙において、各政党が障害者に対してどのような政策をお考えになっておられるのかお尋ねしたく、また、有権者に対して投票を決める参考資料として提供するために、別紙の通り障害者施策の推進に関するアンケートを行うこととなりました。

皆様方にはお忙しいところ誠に恐縮ですが添付しました資料も参考にして頂いた上でアンケートにお答えいただきたくお願い申し上げます。

なお、このアンケートにつきましては、全ての政党にお願いし、その回答を一覧としてとりまとめ、私たちの会員・関係者へ配布致します。

また、一般の有権者にも情報を提供するために、ホームページ上での公開やマスコミ配布を予定しておりますので何卒ご了承下さい。なお、ホームページでの公表は公示日までに行う必要がありますので、お忙しいこととは思いますが 6月22日(火)までにアンケートにご回答いただけますようお願い申し上げます。

敬具

実施団体 「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会

【呼びかけ団体】

DPI日本会議・全国自立生活センター協議会・全国障害者介護保障協議会
全国公的介護保障要求者組合・ピープルファーストジャパン
全国ピアサポートネットワーク

【事務局】

全国自立生活センター協議会内
八王子市明神町4-11-11-1F
TEL 0426-60-7747 FAX 0426-60-7746

○アンケート締切日 6月22日(火)

※アンケートの回答及びお問い合わせは、全国自立生活センター協議会
(TEL:426-60-7747 FAX:0426-60-7746 E-mail:jil@d1.dion.ne.jp)
までお願い致します。

障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 政党アンケート
障害者施策に関する政党アンケート

障害者の地域生活確立の実現を求める大行動実行委員会

政党名： _____ 記入担当者： _____

連絡先： _____

※所定の回答欄ではスペースが足りない場合は、任意の用紙にご記入頂き回答をお送り下さい。

問 1. 地域主権改革について

政府は首相のもと地域主権戦略会議を設置し地方分権をすすめています。「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」という方向性は理解できます。しかしながら、どんなに重い障害があろうと、地域で暮らす権利を認めることを明記し保障する法律が皆無の現状では、この改革により障害者施策の後退や地域間格差が広まるのではないかと危惧しています。貴党は政府の進める地域主権改革（特に社会保障、障害者福祉分野における権限委譲、一括交付金化）についてどのようなお考えをお持ちですか。

問 2. 障がい者制度改革推進会議について

2006年12月、国連で障害者権利条約が採択され、2008年5月には条約が発効しました。日本政府は条約の批准にむけて国内法の整備などの準備を進めるため本年1月に「障がい者制度改革推進会議」を立ち上げ、障がい者施策全般の見直しを始まりました。6月7日には第1次意見書がとりまとめられ、今後の方向性が示されているところです。貴党は障害者権利条約の批准と障がい者制度改革推進会議についてどのようなお考えをおもちですか。

問 3. 障害者差別禁止法について

世界の40カ国以上が障害者差別禁止法を持っています。また、2001年に国際連合の社会権規約委員会から日本は障害者差別禁止法を制定するようとの勧告も受けています。今後、障害者の権利条約を批准していくにあたり、条約の理念を活かすためには、現行の国内法の整備だけでなく、障害者差別禁止法等、どういったことが差別に当たるのかを明確に規定する法律の制定が必要という声が上がっています。こうした、障害者差別禁止法の制定について、どのようにお考えですか。

問 4. 障害者自立支援法の見直しについて

政府は「応益負担を基本とする障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間をつくらぬ新しい法律を当事者の意見を十分に聞いてつくる」と明言し、障がい者制度改革推進会議、総合福祉部会のもとでは新

※所定の回答欄ではスペースが足りない場合は、任意の用紙にご記入頂き回答をお送り下さい。

障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 政党アンケート
たな法律ができるまでの障害者自立支援法の見直しについての議論も行い6月7日に取りまとめを行っています。一方通常国会では総合福祉部会の意見を一切取り入れていない「障害者自立支援法一部改正案」が提出されました（会期末のため廃案）。新法ができるまでの間、障害者自立支援法の見直しについて貴党はどのようなお考えをお持ちですか。

問5. 障害の範囲について

日本の人口に占める障害者の割合は4～5%、欧米諸国では15～20%近くとされています。日本の障害認定の基準（障害者手帳の認定）が狭いため、対象者が少なくなっています。障害者自立支援法においても、問題の多い障害者手帳の基準に当てはまる人だけに対象者が限定されています。サービスが必要な難病者等が利用できないまま「制度の狭間」が生じており、今回出されていた一部改正案（会期末のため廃案）でも難病等の問題は取り残されたままでした。制度の狭間を生まない包括的な障害の範囲へ転換すべきと考えますが、これについてどのようにお考えですか。

問6. 知的障害者・精神障害者の長時間介助について

知的障害者や精神障害者も、いわゆる見守りを含めた長時間の介助を受けることができれば、地域で自立した生活を送れる人が沢山います。しかし、現在の障害者自立支援法では、知的障害者や精神障害者が居宅内で受けられるサービスは、短時間の家事援助だけですし、外出はごく限定的な行動援護と市町村の裁量に委ねられた移動支援事業になります。そのため、本来ならば施設や親元からでて、地域で自立した生活を送られる人も、サービスがないために地域移行できないという問題が起きており、社会参加について大きな障壁になっています。身体障害者は、重度訪問介護という居宅内外での見守りを含めた長時間介助のサービスがあり、これを活用して自立した生活を送っています。知的障害者と精神障害者も重度訪問介護を使えば、地域移行が大きく進むと思われます。貴党は知的障害者と精神障害者の長時間介助の制度、移動介助についてどのように思われますか？

問7. 国庫負担基準について

障害者自立支援法では、居宅サービスも義務的経費にしたといわれていますが、国庫負担基準額という上限が設けられました。この国庫負担基準は長時間介助には対応していません。そのため、多くの市町村は独自負担が増えることを恐れて、本来必要な時間数の支給決定をせず、国庫負担基準を市の支給決定の上限にしているところもあります。21年度より「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」が実施されておりますが、3年間という期間限定の事業であること、中核市と指定都市は対象外、市町村への支援額は都道府県の裁量によるので不安定、という問題があります。貴党は国庫負担基準についてどのように思われますか？

問8. 障害福祉予算について

障害者施策は従来の施設入所・入院の隔離収容施策中心から、地域生活、在宅サービス中心の施策へ
※所定の回答欄ではスペースが足りない場合は、任意の用紙にご記入頂き回答をお送り下さい。

障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 政党アンケートと理念転換が図られてきています。この理念を実体化していくためには地域におけるサービス基盤整備が重要です。しかし、どんなに障害が重くても誰もが地域で生活していくためには、障害福祉サービスの予算が絶対的に不足しています。国際的にみても日本の障害福祉にかかる予算は OECD 諸国に比べ低い水準である事が明らかになっています。障害福祉施策の拡充、特に地域生活支援にかかる予算拡大についてどのようにお考えですか。

問 9. 介護保険との障害福祉サービスについて

障害者自立支援法は 2004 年当時、介護保険と障害者施策の統合をにらみ出されたグランドデザインをもとに介護保険と類似したしくみになっています。それゆえに利用者負担や障害程度区分など様々な問題が生じてきました。そもそも家族介護の補完を前提とした介護保険と障害福祉サービスとは似て非なるものです。介護保険の対象年齢を引き下げや障害福祉サービスを介護保険と統合することについて貴党はどのようなお考えをお持ちですか？

問 10. 貴党の障害者福祉についての基本的な施策方針、公約、アピール点等をご自由にお書きください。

以上です。

回答は別紙解答用紙に記入いただき、電子メールもしくは FAX にてご返信ください。

お忙しい中ご協力ありがとうございました。

実施団体「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会

【呼びかけ団体】

DPI 日本会議・全国自立生活センター協議会・全国障害者介護保障協議会
全国公的介護保障要求者組合・ピープルファーストジャパン
全国ピアサポートネットワーク

【事務局】

全国自立生活センター協議会内
八王子市明神町 4-11-11-1F
TEL 0426-60-7747 FAX 0426-60-7746
E-mail jil@d1.dion.ne.jp

※所定の回答欄ではスペースが足りない場合は、任意の用紙にご記入頂き回答をお送り下さい。